

人事行政の運営等の状況について

武雄市における人事行政の運営等の状況を次のとおり公表します。

平成26年12月25日

武雄市長職務代理者 武雄市副市長 前田 敏美

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の競争試験の状況 (平成25年度、単位：人)

区分	申込者数	受験者数(A)	最終合格者数(B)	競争率(A)/(B)	※参考
一般事務	97	79	12	6.6	12
土木	2	2	0	0	0
民間企業等職務経験者	102	102	4	25.5	3
計	201	183	16	11.4	15

(注) 民間企業等職務経験者は一般事務として採用します。

※参考は、平成26年4月1日採用者数です。

(2) 職員の採用の状況 (平成25年4月2日～平成26年4月1日、単位：人)

区分	競争試験		選考		計		
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	計
職種 一般事務	8	7	2	0	10	7	17
計	8	7	2	0	10	7	17

(3) 職員の退職の状況 (平成25年4月1日～平成26年3月31日、単位：人)

区分	男性	女性	計
定年退職	14	6	20
勸奨退職	1	0	1
その他	5	1	6
計	20	7	27

(4) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (定員管理調査、単位：人)

区分	職員数 (H25.4.1)	職員数 (H26.4.1)	主な増減理由	
一般行政	議会	6	6	
	総務	95	94	業務見直し
	税務	28	28	
	労働	1	1	
	農林	21	21	
	商工	19	19	
	土木	45	42	欠員不補充
	民生	55	48	保育所の民営化
	衛生	24	23	業務見直し
小計	294	282		
特別行政	教育	59	61	学校教育の充実
公営企業等	水道	12	12	
	その他	27	27	
	小計	39	39	
合計	392	382		

(注) 1. 職員数は、一般職に属する職員（教育長を含む。）の数であり、地方公務員の身分を保有する休職者などを含み、日々雇用職員と非常勤職員を除きます。

2. 職員定数は、472人です。

2. 職員の給与等の状況

(1) 人件費の状況

(平成 25 年度普通会計決算)

住民基本台帳人口 (H26. 3. 31 現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
人 5 万 421	円 251 億 1935 万 6000	円 9 億 9608 万 1000	円 34 億 2256 万 9000	% 13.6

(注) 1. 普通会計には、一般会計と土地区画整理事業特別会計を合わせています。

2. 人件費には、市長など三役、市議会議員、その他各種委員等の特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況

(平成 26 年度普通会計当初予算)

職員数 (A)	給 与 費				1 人当たり給与費 (B/A)
	給 料	職員手当	期末勤勉手当	計 (B)	
人 346	円 13 億 5607 万 6000	円 1 億 6431 万 8000	円 4 億 8889 万 1000	円 20 億 928 万 5000	円 580 万 7000

(注) 1. 職員手当には、退職手当を含みません。

(3) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

(平成 26 年 4 月 1 日現在 給与実態調査)

区 分	一 般 行 政 職		技 能 労 務 職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
武雄市	31 万 3400 円	41 歳 8 月	32 万 7800 円	54 歳 8 月

(注) 1. 市の一般行政職とは、全職員から水道課職員、税務課職員、栄養士、看護・保健師、技能労務職員を除いた職員です。

(4) 職員の初任給の状況

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

区 分	武 雄 市		国		
	決定初任給	採用 2 年経過 日の給料月額	決定初任給	採用 2 年経過 日の給料月額	
一般行政職	大学卒	17 万 4200 円	18 万 6100 円	17 万 4200 円	18 万 6100 円
	高校卒	14 万 2100 円	14 万 9200 円	14 万 2100 円	14 万 9200 円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(平成 26 年 4 月 1 日現在 給与実態調査)

区 分		経験年数 10 年 (9 年～11 年)	経験年数 15 年 (14 年～16 年)	経験年数 20 年 (19 年～21 年)
		一般行政職	大学卒	24 万 3072 円
	高校卒	—	27 万 1350 円	30 万 9280 円
技能労務職	高校卒	—	—	—

(注) 1. 経験年数とは、市職員としての在職年数及び採用までに前歴のある者は前歴換算後の年数を加えたものです。

2. 給料月額は、該当職員が 4 人以上いる階層を掲げたものであり、空欄は 4 人に満たないために記載していません。

## (6) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成 26 年 4 月 1 日現在 給与実態調査)

級	標準的な職務	職員数 (人)	構成比 (%)
7 級	部長	14	4. <sup>6</sup>
6 級	課長	31	10. <sup>2</sup>
5 級	課長・課長代理・主幹	17	5. <sup>6</sup>
4 級	課長代理・主幹・係長・副主幹・主任	51	16. <sup>8</sup>
3 級	係長・副主幹・主任・主事	135	44. <sup>6</sup>
2 級	主事	23	7. <sup>6</sup>
1 級	主事	32	10. <sup>6</sup>
計		303	100. <sup>0</sup>

- (注) 1. 武雄市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
2. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職人です。

## (7) 職員手当の状況

## ① 期末勤勉手当

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

支給期	武 雄 市		国	
	(期末手当)	(勤勉手当)	(期末手当)	(勤勉手当)
6 月期	1. 225 月分	0. 675 月分	1. 225 月分	0. 675 月分
12 月期	1. 375 月分	0. 875 月分	1. 375 月分	0. 875 月分
計	2. 60 月分	1. 55 月分	2. 60 月分	1. 55 月分
	職制上の段階、職務の 級等による加算措置		職制上の段階、職務の 級等による加算措置	
		有		有

## ② 退職手当

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

勤続期間	武 雄 市		国	
	(自己都合)	(勸奨・定年)	(自己都合)	(勸奨・定年)
勤続 20 年	21. 62 月分	27. 03 月分	21. 62 月分	27. 03 月分
勤続 25 年	30. 82 月分	36. 57 月分	30. 82 月分	36. 57 月分
勤続 35 年	43. 7 月分	52. 44 月分	43. 7 月分	52. 44 月分
最高限度額	43. 7 月分	52. 44 月分	43. 7 月分	52. 44 月分

## ③ 特殊勤務手当

(平成 25 年度決算)

職員全体に占める手当支給職員の割合	9. <sup>2</sup> %	
支給対象職員 1 人当たり平均支給年額	3 万 3597 円	
手当の種類 (手当数)	10	
代表的な手当の人称	支給額の多い手当	社会福祉業務手当
	多くの職員に支給されている 手当	市税徴収事務手当 競輪開催業務手当

## ④ 扶養手当、住居手当、通勤手当

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

	内 容	国の制度との異同
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給	同
住居手当	借家に居住する職員に対して支給	同
通勤手当	通勤距離が片道 2 k m 以上で、交通機関又は交通用具を利用して通勤する職員に対して支給	同

## ⑤ 時間外勤務手当

(平成 25 年度決算)

平成 25 年度	支給総額	5957 万 1535 円
	職員 1 人当たり支給年額	15 万 5946 円

## (8) 特別職の報酬等の状況

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

区 分		給 料 月 額	区 分		報 酬 月 額
給 料	市 長	89 万 0000 円	報 酬	議 長	45 万 5000 円
	副市長	66 万 3000 円		副議長	38 万 5000 円
				議 員	36 万 0000 円
期 末 手 当		6 月期 1.40 月分	12 月期 1.55 月分	計 2.95 月分	

## 3 職員の勤務時間及び休暇に関する勤務条件の状況

## (1) 職員の勤務時間（一般職の標準的なもの）

1 週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
38. <sup>75</sup> 時間	午前 8 時 30 分	午後 5 時 15 分	午後 0 時から午後 1 時まで

## (2) 年次有給休暇の取得状況

(平成 25 年)

総付与日数 (A)	総使用日数 (B)	対象職員数 (C)	平均取得日数 (B) / (C)	取 得 率 (B) / (A)
1 万 84 日	2,714. <sup>3</sup> 日	272 人	9. <sup>9</sup> 日	26. <sup>9</sup> %

※ 対象職員は、全期間を在職した市長部局の職員

## (3) 時間外勤務及び休日勤務等の状況 (平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日)

時間外・休日勤務総時間数	職員一人当たりの時間外勤務平均時間数
2 万 3315 時間	70. <sup>2</sup> 時間

## (4) 休暇等の状況

休暇の種類	休暇等の期間	摘要
年次休暇	1 年につき 20 日間	
公務災害休暇	医師の証明等により必要と認める期間	公務災害であると認定され、勤務することが困難な場合
結核性疾患休暇	・勤続年数 1 年未満の者 6 月以内 ・1 年以上 5 年未満の者 1 年以内 ・5 年以上の者 1 年 6 月以内	
病気休暇	引き続き 90 日以内	公務災害以外の負傷や病気により勤務が困難な場合
生理休暇	3 日以内	生理日の勤務が著しく困難な職員が請求した場合
産前及び産後通院休暇	その都度必要と認められる時間 ・妊娠満 23 週までの期間 4 週間に 1 回 ・妊娠満 24 週から満 35 週までの期間 2 週間に 1 回 ・妊娠満 36 週から分べんまでの期間 1 週間に 1 回 ・産後 1 年までの期間 1 回	妊娠中又は産後 1 年以内の女子職員が保健指導又は健康診査を受ける場合
産前及び産後休暇	産前 8 週間（多胎妊娠の場合にあつては 14 週間）以内 産後 8 週間	

育児休暇	1日2回合計90分を超えない時間(男性職員の場合は当該子の母親との調整がある)	生後1年に達しない子を育てている職員が、その子を保育するため請求した場合
慶弔休暇	忌引 死亡した者により10日から1日の連続する日数 父母の祭日 1日 婚姻 7日	親族が死亡した場合。職員が結婚した場合
出産補助休暇	2日の範囲内の期間	職員が配偶者の出産により退院の付添い等に従事するため休暇を請求した場合
夏季休暇	7月1日から9月30日までの期間に、原則として連続する3日の範囲内の期間	
骨髄移植のための休暇	必要な検査、入院等に要する期間	職員が骨髄移植のための骨髄液を提供するために休暇を請求した場合
ボランティア休暇	1年に5日を超えない範囲内	職員が報酬を得ないで被災者、障害者等に対する支援活動などを行う場合
子の看護のための休暇	1年に5日(中学校就学前の子が2人以上の場合は10日)を超えない範囲内	中学校就学前の子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合
配偶者出産時育児休暇	産前8週間(多胎妊娠の場合14週間)から産後8週間までの期間において5日の範囲内	配偶者が妊娠・出産期にある職員が当該出産に係る子又は小学校就学前の子の育児を行うため請求した場合
育児休業	子が生後3年に達する日までの間で承認された期間	職員が3歳に満たない子を養育する場合。休業期間は無給
介護休暇	連続する6月の期間内	職員の配偶者、子、父母等で負傷、疾病又は老齢により、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者を介護する場合。無給
短期介護休暇	1年に5日(要介護者が2人以上の場合は10日)を超えない範囲内	職員の配偶者、子、父母等で負傷、疾病又は老齢により、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者を介護する場合
妊娠障害休暇	7日の範囲内の期間	妊娠中の女性職員が悪阻のため、勤務することが困難な場合
その他の特別休暇	勤務しないことがやむを得ないと認められるときに、その都度必要と認められる期間。 ただし、住居滅失等は1週間を超えない範囲内。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症等予防のため法により交通制限又は遮断があった場合</li> <li>・天災等による出勤することが著しく困難であると認められる場合</li> <li>・天災等により職員の現住居が滅失又は損壊した場合</li> <li>・裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署等に出頭する場合</li> <li>・選挙権等公民権を行使する場合</li> <li>・所轄庁の事務又は事業の運営上の必要に基づく事務又は事業の全部又は一部が停止される場合</li> </ul>

(5) 育児休業の状況 (平成25年度、単位：件)

区分	男性	女性
育児休業の承認件数	0	4
育児休業期間延長の承認件数	0	1

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数

(平成 25 年度、単位：人)

区 分	降 任	免 職	休 職	降 給	計
勤務成績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	1	0	1
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
合 計	0	0	1	0	1

(2) 懲戒等処分者数

(平成 25 年度、単位：人)

区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職	計
法令に違反した場合	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	1	0	0	1
合 計	0	1	0	0	1

5 職員の営利企業等従事許可等に関するサービスの状況

(1) 営利企業等従事許可の状況

(平成 25 年度、単位：件)

営利企業等の従事の内容	許可件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その他の団体の役員、顧問、評議員及び当該会社、団体の重要方針決定に参画する上級職員の地位を兼ねる場合	0
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	0
報酬を得て事業もしくは事務に従事する場合	2
計	2 非常勤講師等

6 職員の研修の状況

(1) 研修の状況

(平成 25 年度、単位：人)

区 分	研 修 内 容	受講者数
階層別研修	新採、一般職員中級研修	63
特別研修	全職員研修、フェイスブック学会講演会	684
派遣研修	市町村職員中央研修所、自治大学校等	6
	県市長会・市町村振興協会主催研修等	68
実務研修	文書法制執務研修等	39
合 計		860

7 職員の健康管理等に関する福祉の状況

(1) 職員の健康診断の状況 (平成 25 年度、単位：人)

区 分	受診者
定期健康診断	208
人間ドック	138
胃がん検診	46
結核・肺がん検診	202
婦人検診	3
V D T 検診	67
歯科検診 (5 年毎)	127

(2) 職員の福利厚生

武雄市職員互助会への助成金 2,550,000 円 (平成 26 年度)

- ・ 地域行事等の参加に係る費用に対する補助
- ・ 職員親睦スポーツ大会等の経費に対する補助
- ・ 市職員クラブへの補助

8 職員の勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する不服申立等の利益の保護の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況 (平成 25 年度)

該当なし

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況 (平成 25 年度)

該当なし